

相続時精算課税～まとめ～

相続税改正前最後のカフェ資産税となりました。今回は相続時精算課税のまとめ編です。具体例とともにこれまでの内容を再確認していきましょう。2つの具体例はいずれも贈与者、受贈者共に相続時精算課税の要件を満たしているという前提で、基礎控除額は平成27年以降の金額です。



1. 具体例その壱

生前、波兵衛は相続時精算課税制度を利用してカツオに株式会社中島の株式を贈与していました。贈与した株式の贈与時の価額は3,000万円です。当時、波兵衛は『株価はどんどん上がるだろう、この際少々の贈与税を払ってでも今贈与しておいた方が良さそう』と考えたのでした。当時カツオは3,000万円－2,500万円＝500万円×20%＝100万円の贈与税を支払っています。さて、波兵衛の相続です。

相続開始時点で波兵衛には相続財産として預貯金4,000万円があり、相続人はプネ、ササエ、カツオ、ワガメの4人です。なお、株式会社中島は相続開始時点ではつぶれてしまっています。

カツオ「基礎控除は3,000万円＋600万円×4人だから5,400万円だね。父さんの預貯金は4,000万円だから、相続税はかからないってことだね。めでたしめでたし」

ワガメ「あら、お兄ちゃんが生前にもらった株式は遺産に加えて計算するのよ」

カツオ「え～？だって、あの会社はつぶれちゃって株式はもう紙切れなんだよ。そりゃないよ。」

マズオ「贈与時の価額で相続税の課税を受けるのが、相続時精算課税制度なんだよ。だからカツオくんが贈与を受けた株式が今は紙切れ同然だとしても3,000万円として相続財産に加算しなきゃならないんだ。そうすると・・・」

ワガメ「相続財産は全部で7,000万円ってことね」

マズオ「紙切れになるってわかっているんだったら、贈与なんか受けるんじゃないよ」とほほ」

というわけで、このケースでは預貯金4,000万円＋株式3,000万円の合計7,000万円が相続財産となり、基礎控除額5,400万円を超える部分に対して相続税がかかります。ちなみに、カツオは今回納付することになる相続税から先に納付した100万円の贈与税を控除することができます。

2. 具体例その弐

生前、プネは生前相続時精算課税を利用してワガメに株式会社穴子の株式を贈与していました。贈与した株式の贈与時の価額は3,000万円です。上記波兵衛と同様に『この株式もこれから株価は上がるだろうから、今のうちにワガメに贈与しておこう』とプネは考えたのでした。当時ワガメは3,000万円－2,500万円＝500万円×20%＝100万円の贈与税を支払っています。さて、プネの相続が発生しました。プネには相続財産として預貯金1,000万円があり、相続人はササエ、カツオ、ワガメの3人です。

カツオ「株式会社穴子の株式の価値は今10億になっているんだよね～。相続税が大変だ♪」

マズオ「だからカツオ君、贈与時の価額で・・・」

というわけで、預貯金1,000万円＋株式3,000万円の合計4,000万円がプネの相続財産となり、基礎控除額4,800万円以下となりますので相続税はかかりません。プネ、ナイス判断でした。ちなみに、相続税の申告をすることにより、ワガメは先に納付した100万円の贈与税の還付も受けることができました。

カツオ『ワガメは贈与税も還付・・・？納得いかないなあ』